

学校法人国士舘公益通報等に関する規程

制定 平成21年1月28日

改正 令和4年5月25日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令、本法人寄附行為及び諸規程に違反する行為又はそのおそれのある行為（以下「法令違反行為」という。）に対する教職員等からの通報・相談（以下「公益通報等」という。）を適切に処理するために必要な事項を定め、公益通報等を行う者（以下、「公益通報者」という。）の保護を図るとともに、本法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

(公益通報等の窓口)

第2条 公益通報等を受付ける窓口を監査室に置く。

(公益通報者)

第3条 この規程において公益通報者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 法人と雇用関係のある全ての教職員及び学生、本法人が契約する派遣及び業務委託の労働者
- (2) 本法人の役員（評議員を含む。）
- (3) 前各号の退職者（退職後1年以内）

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面又は面談の方法によって行うことができる。

2 公益通報者は、公益通報等を行う場合に、通報本人を特定する情報を秘匿することができる。

(不正目的通報の禁止)

第5条 公益通報者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第6条 監査室は、公益通報者から公益通報等があった場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の実施)

第7条 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 監査室は、調査対象部署の責任者及び対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出を求めることができる。
- 3 調査対象部署の責任者及び対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 監査室長は、事実関係の調査にあたって調査チームを設置することができる。
- 5 監査室は、公益通報等の取扱及び調査の実施にあたって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(遵守事項等)

第8条 監査室長及び調査担当者（以下「調査員」という。）は、その職務の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部署並びに調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 個人情報保護に努め、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。
- 2 調査員は、自らが関係する公益通報等の事案の処理に関与してはならない。
 - 3 調査員は、その職を離れた場合であっても、第1項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第9条 監査室長は、公益通報等を受けたときは、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況と調査結果を理事長に適時報告しなければならない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、法令違反行為が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、事案の内容に応じ必要と判断した場合には、関係行政機関へ報告をするものとする。
- 3 監査室長は、前項の措置が講じられた場合には、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った公益通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
- 4 理事長は、法令違反行為には至らないがそのまま継続すると法令違反を招くおそれのある場合には、当該教職員に対し注意を行うことができる。

(公益通報者の保護)

第11条 本法人は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者に対し、解雇その他の懲戒処分若しくは損害賠償請求等のいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。ただ

し、公益通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

- 2 本法人は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、公益通報者に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、関連規則に従って懲戒を行うことができる。

（事後確認）

第12条 監査室は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- （1）法令違反行為の再発又はおそれがないこと。
- （2）是正措置及び再発防止措置等が機能していること。
- （3）公益通報者に対する不利益な取扱いがないこと。

（軽減措置）

第13条 法令違反行為に関与していた教職員等が、監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除、又はその程度を軽減することができる。

（広報・研修）

第14条 監査室は、公益通報等の仕組み並びに法令遵守の重要性について、広報、研修及び説明会等により、教職員等に対し十分な周知徹底を図らなければならない。

（事務）

第15条 この規程の所管部署は、監査室とする。

- 2 監査室は、公益通報等に係る記録その他関連資料を公益通報者の秘密保持に配慮して、学校法人国士館個人情報保護規程の趣旨に則り、適切な方法で管理しなければならない。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。